

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成26年9月 月次研究会



二本木力哉〔神田〕

## マイナンバー法の導入について

### I はじめに

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』(以下「マイナンバー法」)は、今年の10月から個人番号が通知され、来年1月1日より施行される。

### II 個人番号の利用範囲

個人番号の利用範囲は、社会保障分野、税分野、災害対策分野の3分野に限られており、国税分野では、国税の賦課又は徴収に関する事務等に個人番号を利用することができる。

個人番号を利用することにより、確実に複数の機関の情報と統合することが可能となり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保

### III 本人確認

個人番号の提供を受ける際には、成りすましを防止するために、厳格な本人確認が行われる。事業者が従業員や取引先から個人番号を入手する際には、原則この手続きを経る必要がある。本人確認をするための方法については、本人の場合には「番号確認」(記載された個人番号が正しい番

マイナンバー法は、税金の計算などには直接的な影響があるものではないが、特に個人番号について、対応すべきことを確認しておきたい。

を図ると同時に国民の利便性の向上が期待される。税務における納税者利便の向上策として

- ①住宅ローン控除等の申告手続における住民票の添付省略
- ②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出先を地方税当局へ一元化

などが検討されている。

号であるかの確認)と「身元確認」(申告書等提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認)が行われ、代理人の場合には、「代理人の確認」(委任状などにより代理人であるかの確認)、及び「本人の番号確認」が行われる。

(下段右表(1)(2)参照)

### 【一般的な本人確認のための証明書】

表(1) (本人から個人番号の提供を受ける場合)

番号確認	身元確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード</li> <li>通知カード</li> <li>個人番号が記載された住民票の写し</li> <li>住民票記載事項証明書</li> <li>… など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード</li> <li>運転免許証</li> <li>パスポート</li> <li>… など</li> </ul>

表(2)(本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合)

代理人の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理人の場合は戸籍謄本</li> <li>任意代理人の場合は委任状</li> <li>… など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人の個人番号カード</li> <li>代理人の運転免許証</li> <li>代理人のパスポート</li> <li>… など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の個人番号カード又はその写し</li> <li>本人の通知カード又はその写し</li> <li>本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し</li> <li>… など</li> </ul>

### IV 利用目的の通知

従業員等から個人番号を取得する際には、本人確認以外に利用目的を本人へ通知又は公表する必要がある。

これは、マイナンバー法に規定はないが、同法は個人情報保護法の特例の取り扱いになっており、マイナンバー法で規定されていなくても、個人番号を含む特定個人情報にも個人情報保護法が適用されることになる。

したがって、個人番号を取得するときは、利用目的を本人に通知又は公表しなければならぬ(個人情報保護法第18条)。なお、複数の利用目的をまとめて明示することは可能だが、利用目的を後から追加することはできないことになっているため、考えられるすべての利用目的を個人番号取

### V 個人番号の提供及び管理

マイナンバー法では「何人も、一定の場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない」(番号法第19条)となっている。特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことをいい、一定の場合とは、例えば、従業員が事業者へ個人番号を提供する場合や事業者が源泉徴収票を税務署に提供する場などが規定されている。

「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たる。

例えば、ある従業員が甲から乙へ出向又は転籍により異動し、乙が給与支払者(給与所得の源泉徴収票の提出義務者)になった場合、甲から乙へ個人番号を含む特定個人情報を通知することは「提供」にあたるため、乙は改めて本人から個人番号の提供を受けなければならない。

これに対して、A支店の社員がB支店へ転動したため、A支店からB支店へ個人番号を通知することは、特定個人情報の「利用」にあたるため、このような行為は問題ないことになる。

個人番号が記載された書面については、取り扱いに注意したい。番号法では、「何人も、一定の場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。」(番号法第20条) ことになっているため、保存期限が終了した個人番号はできるだけ速やかに廃棄又は削除する必要がある。

例えば、「扶養控除等申告書」は、当該申告書の提出期限(毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までの)の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存が必要(所得税法施行規則第76条の3)となっている。

したがって、当該期間を経過した場合には、当該申告書に記載された個人番号を保管しておく必要はないので、原則として、個人番号が記載された扶養控除等申告書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。

### VI 記載時期

番号法は平成28年1月1日に法律が施行される予定であり、税務に関する申告書や届出書に個人番号や法定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(以下「ガイドライン」)を参考に自社の管理ルールを作成することが望ましい。

人番号の記載が必要になる具体的な日程については、次のとおりとなる。(左表(3)参照)

表(3)

	記載対象	法 定 書	申請書・届出書
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年1月1日以降の金銭等の支払に係る法定調書から (注)平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に行うことができる。	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から		
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から		
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から		
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から		
酒税・接納税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間(1月分)に係る申告書から		

(国税庁ホームページより抜粋)

### VII あとがき

5000件を超える個人情報を取り扱う企業が対象となる個人情報保護法(平成17年4月施行)は、施行から10年近くが経過し、大企業において個人情報の保護という考え方は既に浸透していると考えられる。

これに対し、中小企業では個人情報について、その取り扱いに注意を払うという概念はまだ非常に稀薄であると思われる。マイナンバー法では、まず個人の情報を保護するという意識改革から必要となるのではな

いか。税理士としては、①顧問先への説明により、マイナンバー制度を正しく理解してもらい、②ガイドラインに沿った自社用(顧問先用)の「個人番号の取扱い規定(手順書)」の作成を促すなど、顧問先への適切な指導役を果たすことが期待されていると同時に、この制度が適切に運用されるかどうかについては、税理士も大きな役割を担っていると考えられる。